

技術者配置等に係る金額要件を見直す 建設業法施行令の改正について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

はじめに

将来にわたって建設工事の適正な施工が確保されるよう、社会経済情勢の変化に応じた規制の合理化により、技術者の効率的な配置等を図るため、建設業法施行令の改正を行い、平成28年6月1日より施行となりましたので、改正の概要及び留意事項についてご紹介します。

1. 建設業法施行令の改正の概要

特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限について、建築一式工事にあつては4,500万円から6,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては3,000万円から4,000

万円に、それぞれ引き上げます。併せて、民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金の額の下限についても同様の引上げを行います。

また、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負代金の額について、建築一式工事にあつては5,000万円から7,000万円に、建築一式工事以外の建設工事にあつては2,500万円から3,500万円に、それぞれ引き上げます。

2. 留意事項

(1) 建設業法施行令の改正に伴う、監理技術者から主任技術者への途中交代及び専任

建設業法施行令の改正の概要

項目	金額要件の見直し	
	(旧)	(新)
○特定建設業の許可が必要となる下請金額の合計		
○監理技術者の配置が必要となる下請金額の合計	3,000万円以上	⇒ <u>4,000万円以上</u>
○民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請金額の合計	建築一式工事の場合 4,500万円以上	⇒ <u>6,000万円以上</u>
○主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる請負金額	2,500万円以上	⇒ <u>3,500万円以上</u>
	建築一式工事の場合 5,000万円以上	⇒ <u>7,000万円以上</u>

から非専任への変更について（建設業法施行令第2条、第27条関係）

監理技術者又は主任技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年国総建第315号）において、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者から主任技術者への工期途中での交代（以下「途中交代」という。）は慎重かつ必要最小限とすることとされています。

このため、本改正施行令の施行後、工期途中において途中交代を行うことについては、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は発注者と、下請業者は注文者たる建設業者との協議により決定するとともに、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意してください。また、本改正施行令の施行後、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについても、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は発注者と、下請業者は注文者たる建設業者との協議により決定するとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要であることに留意してください。

（2）施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて（建設業法施行令第7条の4関係）

改正後の基準において施工体制台帳の作成並びに備置き及び施工体系図の作成並びに掲示義務の適用外となる工事については、本改正施行令の施行後は当該義務が不要となりますが、その場合であっても、平成28年5月31日までに作成した施工体制台帳及び施工体系図は建設業法（昭和24年法律第100号）第40条の3に基づき、引き続き営業所ごとに保存する必要があります。

なお、公共工事については、従前のおり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づき、下請契約の請負代金額の如何に関わらず、施工体制台帳の作成及び備置きが必要となります。

（3）その他

建設業法第40条に基づき、建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、当該建設工事に配置された主任技術者又は監理技術者の氏名及び専任の有無等が記載された標識を掲示しなければならないこととされており、当該標識の修正が必要となった場合は速やかに修正しなければなりません。

